

休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針（案）

令和4年12月 日
内閣府

I. 見直しに当たって

休眠預金等活用法¹（以下「法」という。）によって創設された休眠預金等活用制度は、国民の貴重な資産である休眠預金等を活用することによって、我が国の社会課題の解決に資する民間公益活動を促進しようとするものであり、我が国において先に類を見ない新たな仕組みである。法の制定に際しては、NPO をはじめとしたソーシャルセクター関係者等の期待に応えるべく、休眠預金活用推進議員連盟において熱心な議論が重ねられた。2016年に議員立法により成立した法は2018年に全面施行され、2019年から休眠預金等活用事業が開始されている。

本制度では、個別の民間公益活動による社会課題解決にとどまらず、社会課題解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出を目指している。そのため、民間公益活動の自立した担い手の育成、インパクト評価による成果の可視化、革新的手法の開発・普及など、本制度を特徴付ける方針が掲げられ、指定活用団体、資金分配団体及び実行団体の各段階でその実現に向けた取組が着実に進められてきた。

この間、制度創設時には想定し得なかった経済社会環境の変化も生じた。長期にわたる新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済社会への影響により様々な社会課題が深刻化し、それに対する迅速な対応が求められた。また、社会課題解決の担い手に目を向ければ、従来のNPO等にとどまらず、社会課題解決と経済成長の双方を追求する社会的起業家が増加し、その支援が政府の重要なアジェンダに位置付けられている。本制度は、こうした潮流の変化にも柔軟かつ的確に対処することが求められている。

法附則が求める5年後見直し²に向けた検討は、こうした状況の下で、制度立案を担った休眠預金活用推進議員連盟を中心に進められてきた。本方針は、同議員連盟における検討結果及び休眠預金等活用審議会における審議を踏まえ、内閣府において取りまとめたものである。

II. 休眠預金等活用制度の評価と課題

1. 総評

この間の休眠預金等活用制度の運用を顧みれば、社会課題解決に取り組むNPO等への助成によって、我が国のソーシャルセクター支援に大きな役割を果たしてきたといえよう。本制度は、休眠預金等の原資が国民の貴重な資産であることを踏まえ、そ

¹ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）

² 「この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」（法附則第9条）

の活用成果を国民に還元すべく、社会の諸課題を解決すること、及びその自律的かつ持続的な仕組みを構築することを目標に掲げている。

このため、事業実施に際しては、成果の最大化を図るべく、特に解決すべき必要性が高い社会課題として「子ども・若者」、「生活困難者」、「地域活性化等」の3分野を重点的に支援してきた。その結果、草の根活動支援から社会に大きな変革をもたらすことが期待されるイノベーション企画支援まで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている。また、各地で活躍する中間支援組織等を資金分配団体として積極的に採択することによって、大都市部のみならず全国各地で社会課題解決の成果を享受することができるようになっている。さらに、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に寄与すべく、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う孤独・孤立問題等の社会課題にも、臨機に対応してきた。こうした民の力を活かして、経済社会環境の変化に応じ機動的かつ柔軟に対応してきた本制度の運用姿勢は、「社会実験」と評することができよう。今後ともこの姿勢を保ちながら、より多くの国民が成果を実感できるよう支援手法や支援規模等の拡充を検討する必要がある。

また、社会課題解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築に向けては、事業実施後、民間公益活動の担い手における組織基盤等が、制度創設時の想定に比して自立途上で脆弱であることが再認識され、ソーシャルセクターの一層の強化を図ることが求められた。これを模索する中で、「伴走支援」という支援手法に重きを置き、確立したことは、この間の特筆すべき成果といえよう。助成による資金的支援と併せて、担い手に寄り添いながら非資金的支援を実施することが、特に草創期の活動支援に効果的であり、その後の自立にもつながることは既に関係者における共通認識となっている。今後、民間公益活動の自立した担い手をより多く育成するためには、付随的業務として行われている伴走支援を体系化・制度化し、それを通じたソーシャルセクターの一層の育成を休眠預金等活用制度の目的に位置付けることが望ましい。

さらに、近時の社会課題解決と経済成長の双方を追求する社会的起業家の増加は、本制度の新たな活用領域と手法を訴求することとなった。その一つとして、新たな資金提供手法として出資を可能とすることは、民間資金の呼び水効果を高め、担い手の自立を促進するうえでも有効と考えられる。

このように、本制度は3年余の事業実施を通じて、その目標の実現に着実に近付いてきたが、同時に、新たな課題や改善すべき問題も浮かび上がってきてている。

そこで、本制度の基本理念（法第16条）に照らし、及び三層構造の各団体に即して実施状況を確認し、これを評価することによって課題を整理し、見直しの対応方針を導くこととした。

2. 法の基本理念に照らした評価と課題

（1）民間公益活動への活用

休眠預金等に係る資金は、民間団体が行う公益に資する活動であって、国民一般の利益の一層の増進に資することとなるものに活用するものとされている。民間公益活動は社会の諸課題の解決に大きな役割を果たすことが期待され、資金ニーズも高いことなどから、これに対して助成等を行うものである。

本制度の運用開始に当たっては、小さく生んで大きく育てるとの方針の下、まずは助成の手法を活用して、本制度を確立させることを目指した。助成（通常枠）については、社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例の創出を優先し、年間20～40億円の範囲で堅実・慎重に運用することを基本とし、段階的に規模の拡大を図ることとした。また、法においては、指定活用団体は貸付けを、資金分配団体は出資及び貸付けを行うことも可能とされているが、当面は助成に専念すべきこととした。

通常枠の助成限度額は、段階的にその規模が拡大され、2022年度には設定上限の40億円に達している【資料1】。また、2020年度には新型コロナウイルスの感染拡大が経済社会に大きな影響をもたらしたことから、新たな支援枠（コロナ枠）を創設し、さらに2022年度にはウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響への対応も加えた支援枠の拡充も実施した。この間の資金活用の状況をみると、2019年度採択事業（通常枠）の中間評価では、資金分配団体、実行団体ともに事業終了時の目標をおおむね達成できるとの見込みが大宗を占めるという結果を得ている【資料2】。

こうした堅実・慎重な制度運用が行われた結果、本制度への信頼醸成が進んだものと評価できる。そのうえで、助成額を更に引き上げるべきとの意見や、民間資金の呼び込みや団体の組織能力の強化による自立の促進等の観点から、出資の解禁を期待する社会的要請も高まっている【資料3】。

このため、助成限度額（通常枠）については、今後の支援規模及びその決定方法を、また、助成以外の新たな資金提供手法については、出資の解禁と具体的な制度設計を検討する必要がある。

（2）行政の手の届かない分野への支援

休眠預金等に係る資金は、公助の肩代わりではなく、行政では対応困難な社会の諸課題の解決に活用するものとされている。これは、社会の諸課題が複雑に絡み合う経済社会情勢の急速な変化から生じるものであることから、法制度や予算等の仕組み上、国及び地方公共団体では機動的かつ柔軟な対応が困難なため、こうした社会の諸課題に休眠預金等に係る資金を活用することにより、国民一般にその利益を還元させることとしたものである。もとより、本制度による資金の活用が行政責任の後退を招くことはあってはならない。

休眠預金等活用事業については、その公募において、関連する行政施策を勘案のうえ、行政からの補助金等の支援を受けておらず、受ける予定もない事業を採択することしてきた。

この仕組みの下、行政では対応困難な課題に民の力を活用して機動的かつ柔軟に取り組んできた。実行団体に対するヒアリングでは、行政からの支援を得たい事業が本制度の活用により実現したとの意見が大勢であった【資料4】。

そのうえで、国際化の進展を踏まえ、国際協力に対する支援を充実すべきとの意見や、本制度が主たる支援対象とする草創期の団体の活動に加え、成長期・成熟期にある団体の活動にも支援対象を拡大すべきとの意見がみられる。また、災害支援や孤独・孤立対策などでは行政施策におけるNPO等との連携・協働の流れが見受けられる。

けられ、双方には多様な関わり方が認められることから、行政施策との役割分担を改めて整理する必要があるとの指摘もある。

このため、国際協力関係の活動や、成長期・成熟期にある団体の活動への支援の適否など、本制度の支援範囲についての検討が必要である。また、行政とNPO等との連携・協働が進展している災害支援や孤独・孤立対策などの分野においては、その流れを踏まえた両者の役割分担に関する検討が必要である。

(3) 団体の自立及び資金調達環境の整備の促進

休眠預金等に係る資金は、民間公益活動の自立した扱い手の育成に資するとともに、民間公益活動の資金調達環境の整備の促進に資するよう活用するものとされている。これは、本制度による事業終了後にも、団体の活動や事業が継続し、自律的に社会の諸課題の解決に向けた取組が行われるようにするためのものである。

団体の自立及び資金調達環境の整備の促進のため、資金分配団体及び実行団体に対しては、原則として事業費の20%以上の自己資金の確保を求めている。加えて、本制度に依存した団体を生まない仕組みとして、資金分配団体に対しては、公募において同一事業の再申請を認めないこととし、実行団体に対しては、事業期間の延長は行わず、期間を区切った支援を行っている。

なお、事業開始後には、当初からの20%以上の自己資金確保が困難である実態が明らかとなつたことを踏まえ、団体の実情に応じた一定の緩和措置³を講じている。

このように、自己資金の確保については、我が国では寄附文化が十分に醸成されていないとされる中にあって、団体の自立及び資金調達環境の整備の実現に向け、自己資金確保ができない等の一部の団体の実情に配慮して段階的・現実的な対応が積み重ねられてきた【資料5】。こうした中で、実行団体の中には自立が見通せないとする団体もみられること【資料6】、資金分配団体の多くが助成団体としての経験を有し、資金調達面では自立傾向にあること【資料7】などを踏まえ、基準等の見直しを求める意見がある。

このため、自己資金比率基準の目的・運用の実態に照らし、団体の種別に応じた見直しを検討する必要がある。また、実行団体については、事業期間の延長の要否を検討するとともに、自立に向けた団体の能力強化が必要である。

(4) 多様な意見の反映

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとされている。これは、休眠預金等に係る資金が国民の資産である預金等を原資としており、その成果が広く国民一般に還元されることによるものである。

³ 自己資金については、助成対象事業の必要額（事業費）の20%以上の確保を原則とするが、次の弾力措置が導入されている（一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）「事業計画」）。すなわち、資金分配団体については、団体の特性や資金調達状況等を踏まえて自己資金比率を設定し、実行団体については、財務状況や緊急性等を踏まえて自己資金比率20%未満も可とするが、事業最終年度には原則である20%以上の自己資金比率を設定する。

政府においては、休眠預金等活用審議会における審議などを通じて、多様な意見を反映させることとした。また、指定活用団体においては、2021年1月に業務改善プロジェクトチームを設置し、資金分配団体との協働による業務改善の検討などを通じて、多様な意見を反映させることとした。

政府では、休眠預金等活用審議会の委員を学識経験者、民間公益活動経験者、金融機関関係者等により、専門委員を民間公益活動の現場の関係者等により構成し、基本方針⁴や毎年度の基本計画⁵等の審議を通じて、多様な意見が制度に反映されるよう取組を行っている【資料8】。指定活用団体では、業務改善プロジェクトチームにおいて、資金分配団体とともに、資金の管理や評価の実施、規程類の整備などについて検討が行われ、業務へ反映されるよう取組がなされている【資料9】。

こうした多元的な意見把握とそれらへの迅速な対応により、本制度に多様な意見を反映してきたものと評価できる。今後も内閣府及び指定活用団体においては、継続的な取組を進める必要がある。

(5) 透明性・説明責任の確保

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その透明性を確保し、国民への説明責任を果たす必要があるとされている。これは、休眠預金等に係る資金が国民の資産である預金等を原資としており、その成果が広く国民一般に還元されるものであることによるものである。

政府においては、基本方針により、本制度下で行う民間公益活動全般を対象としてインパクト評価の実施とこれによる成果の可視化等を通じた透明性及び国民に対する説明責任の確保を求めてきた。また、指定活用団体等には国民の理解を得るために啓発・広報活動を求めてきた。

指定活用団体は、本方針に基づき評価指針⁶を策定し、また、資金分配団体及び実行団体は、本指針に基づきインパクト評価を実施してきた。さらに、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表するとの考え方の下、本制度や資金の活用状況、成果等について情報開示が行われてきた。また、指定活用団体等により、ホームページやシンポジウム等を通じた啓発・広報活動も実施してきた。

これらにより、インパクト評価の普及・定着に向けた取組等が、着実に進展しているものと評価される。そうした中で、インパクト評価の実施能力、体制を不安視する声があり、その促進のための新たな支援が必要との意見もみられる【資料10】。

このため、資金分配団体及び実行団体におけるインパクト評価実施能力の涵養を図る必要があり、そのため指定活用団体等による支援の充実が求められる。

(6) 地域・分野等の偏在の排除による多様性の確保

休眠預金等に係る資金の活用については、特定地域・分野等に集中することなく、

⁴ 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（法第18条）

⁵ 休眠預金等交付金活用推進基本計画（法第19条）

⁶ JANPIA「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」（2019年7月策定・2020年7月改訂）

多様性が確保されるよう配慮するものとされている。これは、優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって多様であることによるものである。

多様性の確保等のため、資金分配団体の公募においては、同一事業の再申請を認めず、新規の申請団体を優先して選定するといった措置が講じられてきた。

その結果、採択された事業数は、資金分配団体が 100 団体⁷・116 事業、実行団体が 706 事業に及んだ（累計数、2022 年 4 月末現在）【資料 11】。地域別では、資金分配団体の公募対象地域は 2021 年度採択事業をもって、また、実行団体の活動対象地域は 2020 年度採択事業をもって、全都道府県があまねくカバーされた【資料 12】【資料 13】。分野別では、「子ども・若者」、「生活困難者」、「地域活性化等」がおおむねバランスのとれた構成となった【資料 14】。

このように、団体、地域及び分野における多様性の確保が行われてきたものと評価される。こうした中で、資金分配団体への新規参入を更に促す必要があるとの意見【資料 15】や、本制度活用の裾野を一層拡大すべく、実行団体への新規参入などの支援を求める意見がみられる【資料 16】。また、同一事業の再申請の制限という手法は過度に制限的ではないかとの指摘もみられる。

このため、本制度の潜在的な担い手の能力強化に向けた支援の充実が求められる。また、同一事業の再申請の制限については、多様性の確保という目的達成のための一定の基準や要件の下で、弾力措置の導入を検討する必要がある。

（7）革新的手法の開発・普及

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、革新的手法を用いた取組への支援等により、民間の創意工夫が発揮できるよう配慮するものとされている。これは、本制度が社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター（事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体）及びアクセラレーター（事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体）の役割を担うことにより、ソーシャル・イノベーション（社会における大きな変革）の実現を目指すためのものである。

政府の基本方針においては、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と、目標の達成確率は低いものの実現すればソーシャル・イノベーションをもたらすような革新的な事業とを適切な割合で組み合わせて実施することとした。指定活用団体においては、創意工夫が発揮されやすいよう複数年にわたる助成期間を設定したほか、助成対象事業の類型にソーシャルビジネス形成支援事業やイノベーション企画支援事業を設け公募を実施してきた。

これらにより、革新的手法と評価し得る事業も一定数認められるに至っており【資料 17】、更なる拡大が期待される。

今後は、指定活用団体及び資金分配団体による好事例の展開等を充実させ、資金

⁷ 複数事業が採択されている資金分配団体の重複調整後の数。重複調整前の資金分配団体数は 173 団体（コンソーシアム構成団体である 57 団体を含む）。

分配団体及び実行団体の革新的手法の開発・普及に向けた取組を一層加速させる必要がある。

3. 各団体に即した評価と課題

(1) 指定活用団体

指定活用団体は、資金分配団体への資金の分配・監督、調査・研究、啓発・広報活動等を実施するものとされている。

本制度の草創期には、資金的支援に主眼を置いていたが、その後、NPO等の人材の育成、組織基盤強化、ネットワーク形成等の必要性が認識されるようになり、法律上は明記されていない非資金的支援が実行上行われることとなった。非資金的支援は、資金分配団体の事業に対して伴走型で提供され、制度に参入した多くの団体にとって、業務を円滑に遂行するうえで欠かせないものとなった。これに伴い、指定活用団体においては、当初の想定に比して、プログラム・オフィサー（以下「PO」という。）の育成をはじめとする非資金的支援により注力する結果となった。

また、監督については、特に慎重な業務の実施がなされてきた。資金分配団体との契約等においては、報告徴収、立入検査等を確保するなど必要な措置が講じられた。さらに、ガバナンス・コンプライアンスについては、コンプライアンス施策を担う組織の設置、不正行為や利益相反防止のための諸規程等の整備、内部通報制度の整備・運用等が行われた。これらの措置等により、これまで具体的な不正行為や利益相反等が認められた事案はない。

このように、指定活用団体については、おおむね的確に業務がなされ、とりわけ指定活用団体により伴走型で提供された非資金的支援は、この制度を支えるうえで重要な役割を果たしてきたと評価できる。また、資金的支援における助成以外の新たな資金提供手法である出資解禁の実現に向け、必要な能力・体制について検討する必要がある。そのうえで、今後は、民間公益活動に関する情報の蓄積に伴い、標準的な段階にある調査・研究を充実させ、分析・構造化された知識を事業体系の改善に反映させていくことや、啓発・広報活動による国民への説明責任を果たしていくことなどに更に取り組む必要がある。

また、指定活用団体の事務費については、交付される運用資金の運用益で賄うことを原則としつつ、2023年度末までは交付金を充当できるとの特例（法附則第3条）が設けられている。近時の低金利環境においては、事務費を賄う運用益を得るだけの十分な資金を交付することは困難であること等から、運用資金の交付は行われていない。

このため、指定活用団体の事務費特例について、その延長の要否を検討する必要がある。

(2) 資金分配団体

資金分配団体は、実行団体への資金の分配・監督等を行うものとされている。

資金的支援の実施に当たっては、これを効果あらしめるため、法律上は明記され

ていない非資金的支援（伴走支援）が実行上行われ、制度に参入した多くの実行団体にとって業務を円滑に遂行するうえで欠かせないものとなった。2019年度採択事業（通常枠）の中間評価では、事業終了時の目標をおおむね達成できるとの見込みが大宗を占めた【前掲資料2】。

また、実行団体に対する監督や資金分配団体のガバナンス・コンプライアンスについては、指定活用団体に準じた措置等が講じられた。これらの措置等により、これまで具体的な不正行為や利益相反等が認められた事案はない。

資金分配団体については、実行団体への伴走支援を担うPOが依然として不足しているとの課題はあるものの、多くの団体が助成事業の経験を背景として自立傾向にあり、おおむね的確に業務がなされてきた。とりわけ伴走型で提供された非資金的支援については、この制度を支えるうえで重要な役割を果たしてきたと評価できる。

このため、資金分配団体については、POが依然として不足する中で、実行団体の事業に対する非資金的支援の提供とその体制の充実に引き続き取り組む必要がある。また、上記II. 2にあるとおり、インパクト評価による透明性・説明責任の確保及び革新的手法の開発・普及に向けた取組を一層加速させるべく、資金分配団体の能力強化を図る必要もある。

（3）実行団体

実行団体は、社会の諸課題を解決するため、民間公益活動を実施するものとされている。

実行団体による社会課題の解決については、資金分配団体の支援を得つつ、着実に推進してきた。2019年度採択事業（通常枠）の中間評価では、事業終了時の目標をおおむね達成できるとの見込みが大宗を占めた【前掲資料2】。

また、ガバナンス・コンプライアンスについては、一定の緩和措置の下で、指定活用団体に準じた措置等が講じられてきた。これらの措置等により、これまで具体的な不正行為や利益相反等が認められた事案はない。

実行団体については、多くの団体において、おおむね的確に業務が実施されてきたと評価できる。一方で、本制度による資金的支援終了後の自立が見通せないとする団体もまた多い【前掲資料6】。

こうした中で、上記II. 2にあるとおり、団体の自立及び資金調達環境の整備の促進、インパクト評価による透明性・説明責任の確保並びに革新的手法の開発・普及に向けた取組を一層加速させるべく、資金分配団体等による非資金的支援の充実により、実行団体の能力強化を図る必要がある。

III. 見直し事項

上記II.に掲げた各課題を解決するための措置を整理すると、①支援体系の見直し、②支援規模・範囲等の見直し、③安定的・効果的な制度運用のための見直しに大別される。法施行5年後の見直しに当たっては、この3つの柱の下に掲げた以下の各措置

を実施すべきである。

1. 支援体系の見直し

(1) 目的規定へのソーシャルセクターの担い手の育成の明記【法律改正】

社会課題解決にソーシャルセクターが果たすべき役割が一層重要となっており、それに応える担い手の育成が求められている。本制度においては、上記II. で抽出した課題にあるとおり、団体の自立及び資金調達環境の整備の促進、透明性・説明責任の確保、革新的手法の開発・普及の加速のためには、資金分配団体及び実行団体の能力強化を図る必要がある。また、多様性の確保の観点から、資金分配団体及び実行団体の潜在的な担い手の能力強化を行い、ソーシャルセクターの裾野を広げていく必要がある。

以上を踏まえ、法の目的（法第1条）にソーシャルセクターへの支援を規定すべきである。

(2) 非資金的支援による団体の能力強化【法律改正】

新たに明記する法の目的を具体化し、また、基本理念の実現を加速させるためには、資金的支援を主軸とする現行の支援体系に人材・情報面からの非資金的支援を追加し、これを法に位置付けるべきである。

また、上記II. 3 にあるとおり、今後、指定活用団体においては、これまで注力してきた非資金的支援に加え、調査・研究、啓発・広報活動等を強化する必要があり、資金分配団体においては、実行団体の事業に対する非資金的支援の提供及びその体制の充実に引き続き取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえれば、支援体系の第二階層において、資金分配を伴わない中間支援活動であって将来の休眠預金等活用事業への参入に資する事業等を実施する団体として、新たに活動支援団体（仮称）を創設すべきである【資料18】。

その際、活動支援団体の創設に伴う資金分配団体及び実行団体との関係については、これらを兼ねることの可否や、弊害の未然防止のための措置についても併せて検討する必要がある。

(3) 出資の実現による資金的支援の多様化【法律改正】

出資は助成に比べより民間資金が呼び込みやすく、資金提供に伴う規律付けを通じた団体の自立の促進が期待でき、さらに具体的なニーズも認められる。

このため、本制度における出資を以下のとおり実現すべきである。併せて、現行法では規定されていない指定活用団体から資金分配団体への出資を可能とすべきである。

ア 休眠預金等活用事業における出資の目的・意義

休眠預金等活用事業において、出資を実施することにより、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進を図るとともに、団体の自立促進等の資金面以外の強化を図る必要がある。

出資によって生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を一層強化することを目指すべきである。

イ 指定活用団体の役割と組織体制等

(ア) 指定活用団体の役割と組織体制

指定活用団体の役割を明確化させる観点から、実行団体への伴走支援・監督等は第二階層（資金分配団体等）がより多くの役割を担うこととし、当該団体を通じて行うこととする。

指定活用団体による現行の助成支援の手法⁸を基礎としつつ、資金分配団体に対する出資に関する専門性（出資判断・市場対話・評価）への対応については、必要な人員・体制⁹を確保する必要がある。

(イ) 指定活用団体の審査対応・人材確保

資金分配団体の選定の審査基準は、例えば、運営事業者としての実績評価やコンプライアンス・法令遵守体制の整備状況、投資先へのインパクト評価の実施可能性などを考慮すべきである¹⁰。

ウ 具体的な制度設計（対象範囲・規模・期間、出口戦略、利益等の取扱い等）

(ア) 実行団体

出資対象となる実行団体は、初期段階のスタートアップなど民間資金が十分ではない社会の諸課題の解決を図る事業に取り組む団体とすべきである。

出資規模や期間は、今回、出資を運用上初めて認めることから、数千万円程度で5年程度を目安に運用を開始することを基本とすべきである。

出資終了時の保有財産の処理方法となる出口戦略は、事業の低収益性に鑑み、IPOなどに限らず多様な手法を許容すべきである。

実行団体における自己資金比率は、事業費の20%以上とすべきである。

⁸ 例えば、資金分配団体及び実行団体の不正行為等への監督や審査、成果評価測定等。

⁹ 例えば、審査会議の構成員やモニタリングの要員に金融専門人材を充当する、呼び水効果を促進させるチームを組成する等。

¹⁰ 創業期で民間による対応が困難な分野への出資はリスクが高く、個別には一定のリターンが得られない場合があることが前提となるため、資金分配団体の目利き力に著しい疑義があるなどの場合には、資金分配団体として再度採択されることなく、淘汰されることが見込まれる。

(イ) 資金分配団体

出資総額（指定活用団体からの出資規模）は、5～10億円程度（1ファンド当たり10億円程度、毎年度1～2ファンドを組成、ファンド存続期間は最大10年間）を目安とすべきである。

資金分配団体（ファンド）における共同出資割合は、民間資金の補完という休眠預金等の資金の性質や呼び水効果の促進を考慮し、目標として50%以上を目指すこととするが、民間資金が十分に流入していない実態等を踏まえ、これを一律には求めないことが適当である。

利益等の取扱いは、原資が休眠預金等であることに配慮し、指定活用団体の出資分については、指定活用団体へ分配する必要がある。ただし、共同出資者分の利益等の取扱いは、市場におけるファンド運営事業者の成功報酬（一般的には2割程度）等を考慮した同様の仕組みを導入すべきである。

エ 出資スキーム

国内の類似の出資スキーム（ファンド出資型）を参考に、現行法では規定されていない指定活用団体からの資金提供手段としての出資についても、実現可能となるよう法改正を行う必要がある。

ファンド出資型は、共同出資を受け入れやすく、呼び水効果が期待されること、区分経理が明確であること、また、法人出資型は、団体の自立化促進や経営基盤強化に重きを置いた実行団体に寄り添った出資を実現できることなどそれぞれのメリットがある。このため、ファンド出資型と法人出資型を並置すべきである【資料19】。

2. 支援規模・範囲等の見直し

(1) 助成限度額（通常枠）の決定方法

助成限度額（通常枠）については、本制度に対する信頼が醸成されたことを踏まえ、従前のように各年度共通の助成総額の上限をあらかじめ設けることはせず、助成限度額に係る中期目標を設定しつつ、各年度の必要額を計上する方式へ移行すべである。

その際、中期目標については、①これまでの休眠預金等の活用状況に加え、案件の掘り起こしやソーシャルセクターの発展等による資金需要の動向を見込みつつ、②休眠預金等活用の社会的インパクトの検証や指定活用団体及び資金分配団体の体制といった観点をも踏まえ、本制度の趣旨に適ったバランスの良いものとなるよう、その定め方を今後検討する必要がある。

(2) 支援範囲の整理

ア 行政施策との役割分担の整理

本制度は、行政施策との明確な役割分担を前提として制度設計されている一方

で、災害支援や孤独・孤立対策などの行政分野においては、行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している。こうした領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、行政施策に拡充の余地がある場合や、よりきめ細かな支援が求められる場合等には、①行政施策との関係の整理、②休眠預金等により事業を実施する意義、③事業終了後の行政施策化や行政補助金の活用の見通し等が図られているかといった観点に即して、個別に判断して事業を採択すべきである。

イ 国際協力への支援【法律改正】

国民一般の利益の増進に資するよう資金を活用するとの法の基本理念（法第16条）等に基づき、本制度ではもっぱら国内活動を支援対象としてきた。

その際、国内で外国人支援等を行うNGO等の活動についても本制度が利用可能であることが十分浸透してこなかった。法の基本理念においては、民間公益活動の促進が求められる背景として人口の減少と高齢化の進展が例示されているが、これに国際化を追記することは、こうした国際協力への支援を促すうえで有用と考えられる。

なお、外交政策との整合性、事業実施団体の安全の確保、実効的な監督・評価の確保等が求められる国外での活動については、個々の事業ごとに実効的な監督等の見地から可能か否かを判断すべきである¹¹【資料20】。

ウ 成長期・成熟期にある団体の活動への支援

本制度は草創期にある団体の活動への支援を念頭に設計がなされているが、相応の実績・能力を備え、より大きな社会的インパクトの創出が期待される有力な団体も出現している。こうした団体は、草創期の団体とは民間公益活動のフェイズが異なることに留意が必要である。

政府においては、民間で公的役割を担う新たな法人形態などの民による社会課題解決の促進のための施策が検討されており、その検討状況等を注視しつつ、例えば、より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策について、今後検討を行うことが考えられる。

（3）実施手法等の見直し

ア 同一事業の再申請・事業期間の延長

本制度への依存の防止と団体の多様性への配慮から、資金分配団体に対しては、公募において同一事業の再申請を認めないことを原則としつつ、実際の運用においては、同一事業であることを審査要件の一つの要素にとどめ、社会的インパクト、革新性、多様性等の要件に照らして総合的に評価し採否を決定する方式を採用してきた。

¹¹ 例えば、国内に事業実施団体の主たる活動があり、必要に応じて国外で活動を行う場合等。

今後は、こうした実態に合わせて制度を明確化し、再申請についての透明性を確保する仕組みを検討すべきである。

また、実行団体に対しては、本制度への依存の防止のため、事業期間の延長は行わないこととしてきた。この理念は引き続き堅持すべきであり、事業期間の一律の延長といった措置は適当でない。

そのうえで、コロナ禍の影響による事業進捗の遅れについては、別途の配慮が必要と考えられることから、特例的に延長申請を認めるべきである。さらに、それ以外の理由による個別的な延長については、どのような要件の下で認めるかを今後検討する必要がある。

イ 自己資金の確保（通常枠）

団体の自立や民間公益活動の資金調達環境の整備の促進に資するよう、資金分配団体及び実行団体に対して、原則として事業費の20%以上の自己資金の確保を求めてきたが、助成事業の実施経験を有する団体が主として参入している資金分配団体に関しては、自己資金比率のみで事業実施能力、とりわけ資金調達能力を計ることは、必ずしも妥当とはいえないと考えられる。

このため、①事業基盤（休眠預金等以外を含めた事業規模、助成事業の経験等）、②資金基盤（寄附等による自己資金比率、他の資金調達状況等）、③組織基盤（職員数、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備状況等）、④実行団体への支援方針（実行団体の資金調達能力向上のための支援の状況等）などの事項を総合的に評価することにより、事業実施能力を判断する方式に改めるべきである。

一方、実行団体については、資金分配団体とは異なり、自立途上の草創期の団体が大宗を占めることから、助成終了後の事業継続のための事業実施能力、とりわけ資金調達能力の強化が求められる。

このため、自己資金比率の原則は維持することが適当である。ただし、資金確保が困難であるとの実態を踏まえ、現在講じられている弾力措置（事業の最終年度には20%以上）を継続するほか、自己資金以外の要素を加味した弾力措置についても検討すべきである。

ウ PO 関連経費の助成

5年後見直しまでの試行としてPO関連経費への助成を行ってきたが、PO人材は未だ不足しており、多くの資金分配団体がその確保に困難を抱えている。

したがって、PO関連経費の助成は引き続き実施すべきである。なお、その金額¹²については、活動支援団体の創設（上記III. 1. (2)）により、資金分配団体の非資金的支援の充実が見込まれることも踏まえれば、差し当たり現行水準を維持することが適当である。

¹² 1団体当たり年間最大800万円（うち、人件費は最大500万円）。

3. 安定的・効果的な制度運用のための見直し

(1) 指定活用団体の事務費特例の延長等【法律改正・府省令改正】

現下の低金利環境に鑑みれば、次期5年間についても、指定活用団体の必要な事務費を預金保険機構から毎年度交付できることとする特例を延長すべきである。

なお、市場環境等が整った際の資金運用開始に向け、資金の運用・保有方法の在り方を今後検討する必要がある。

また、預金保険機構からの交付に関しては、指定活用団体に対し休眠預金等交付金を4～6月の間にも交付できるようにすべきである。

(2) 法の見直し規定【法律改正】

定期的な評価に基づく制度見直しは本制度の更なる発展を期すうえで重要であることから、5年後を目途とする見直し規定を設けることが適当である。

資 料

【資料 1】助成限度額

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	(億円) 2019～2022 年度累計
通常枠	30	33	36	40	139
コロナ枠※1	10※2	40	40	56	130※3
合計	40	73	76	96	269※3

(備考) 1. JANPIA「事業計画」(2019～2022 年度) より作成。

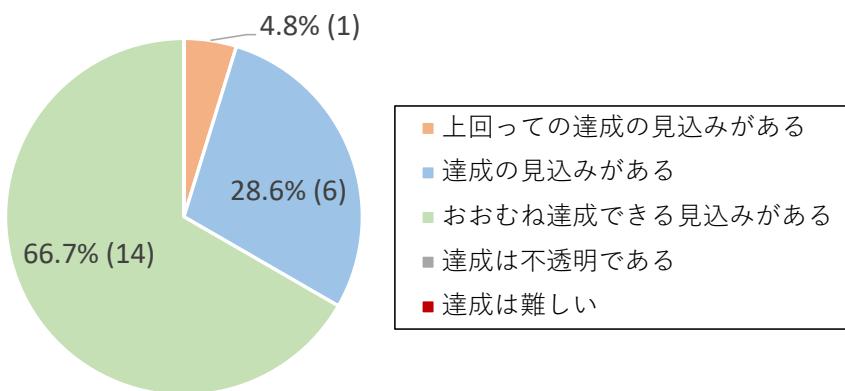
2. ※1 2020 年度新型コロナウイルス対応支援枠、2021 年度新型コロナウイルス対応支援枠、2022 年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠

※2 2020 年度のコロナ対応において、2019 年度採択事業のうち希望する事業に対し、2020 年度の活動拡充のために追加助成を行った金額。

※3 2022 年度コロナ枠の 56 億円のうち 16 億円は、2021 年度コロナ枠の執行残を充当していることから、2019～2022 年度累計と各年度のコロナ枠の合計は一致しない。

【資料 2】2019 年度通常枠における中間評価

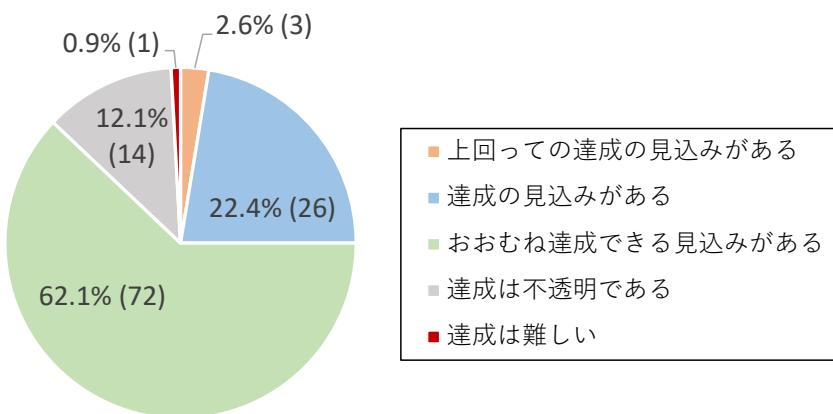
■資金分配団体（2019 年度通常枠）の中間評価における短期アウトカムの達成見込み



(備考) 1. 2019 年度採択事業（通常枠）における各団体の中間評価より作成。

2. 括弧内は回答団体数

■実行団体（2019年度通常枠）の中間評価における短期アウトカムの達成見込み



(備考) 1. 2019年度採択事業（通常枠）における各団体の中間評価より作成。
2. 括弧内は回答団体数

【資料3】出資の実現に関する主な意見

<団体ヒアリング>

- ・ 出資を通じた社会的インパクトの創出は、既にプレイヤーが存在する助成とは異なり、市場が生まれつつある段階。民間資金を呼び込むために、資金分配団体を通じて市場を作っていく必要がある。
- ・ 資金需要はあるが出し手がない領域に出資することで、エコシステムの循環を促進できる。
- ・ 出資を通じて、伴走支援が最も必要な経営基盤が脆弱な時期に、基盤構築の支援ができる。

【資料4】行政の手の届かない分野への支援に関する主な意見

<団体ヒアリング>

- ・ 既存の制度では対象とならないような事業にとって有益。
- ・ 行政では対応まで数年かかる課題に対して迅速に対応が可能。支援を必要としている人に必要な支援を行える柔軟性がある。
- ・ 既存の助成金では対象とならないバリアフリーマップのアプリのシステム改修に活用。
- ・ 自由、創造性、民間活用の助成事業であるため、行政の手（制度）からこぼれる多様な者を対象にできる。
- ・ 今回の10代向けユースセンター事業は既存の制度では実現が難しかったことから、休眠預金を活用できたことは非常に有益。
- ・ 障がい者や生活困窮者などの制度に関係なく、生きづらさを抱える人すべてを対象にできる。（制度の縦割りがない）

【資料 5】自己資金確保の状況

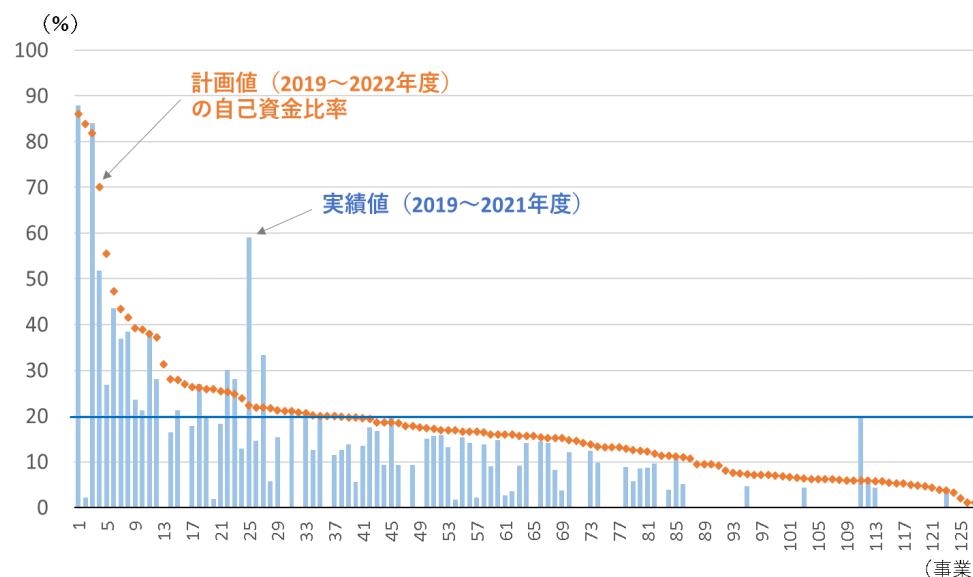
■資金分配団体（2019年度採択事業（通常枠））の自己資金比率



(備考) 1. JANPIA 資料より作成。

2. 資金分配団体（2019年度採択事業（通常枠））の20事業（災害関連事業を除く）に関し、計画値（2019～2022年度）の自己資金率が高い順に並べたもの。

■実行団体（2019年度採択事業（通常枠））の自己資金比率



(備考) 1. JANPIA 資料より作成。

2. 実行団体（2019年度採択事業（通常枠））の128事業（災害関連事業を除く）に関し、計画値（2019～2022年度）の自己資金率が高い順に並べたもの。

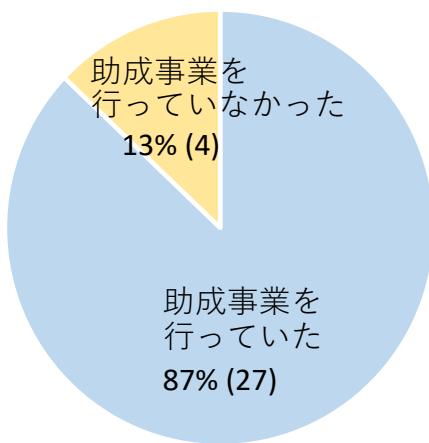
【資料 6】実行団体の自立に関する主な意見

<団体ヒアリング>

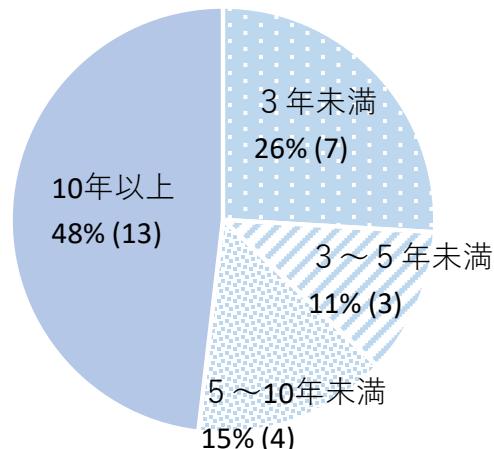
- ・他の助成と比較して3年という期間は有難い。休眠預金を自立化に向けて活用していきたいが、3年後に自立できるかは不明。(実行団体)
- ・非行少年の自立準備事業は、事業継続は厳しく、支援の継続が必要であり、行政への働きかけも重要となる。(実行団体)
- ・10の実行団体をみていても差が激しい。行政委託を狙っている団体もあれば、ファンドレイジングにチャレンジしている団体、ボランティアに戻りそうな団体もある。その団体のできるレベルに戻る、おおむね今の活動を維持できる団体から、それなりに小さくなりそうな団体もある。(資金分配団体)
- ・講演を行い収益化を図ったり、クラウドファンディングも検討しているが、今、3年後の資金の目途が立っているわけではない。(実行団体)

【資料 7】資金分配団体の助成事業の経験及び自立に対する認識

■休眠預金等活用事業実施前の助成事業の経験の有無



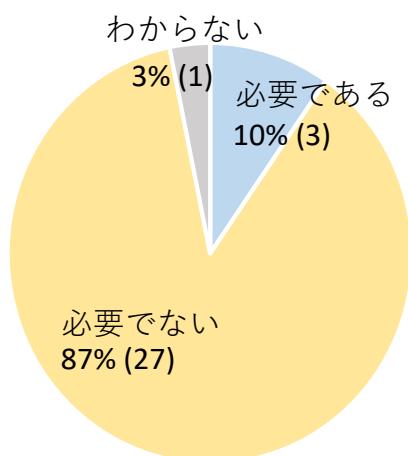
■休眠預金等活用事業実施前の助成事業の経験年数



(備考) 1. JANPIA「自己資金に関する資金分配団体へのアンケート調査」(2022年8月)

2. 括弧内は回答団体数

■資金分配団体の自立を目的とした自己資金の必要性



(備考) 1. JANPIA「自己資金に関する資金分配団体へのアンケート調査」(2022年8月)

2. 括弧内は回答団体数

【資料8】休眠預金等活用審議会の開催状況

会議名	開催日	議題
第1回休眠預金等活用審議会	2017年5月22日(月)	1.休眠預金等活用審議会の運営について 2.基本方針策定までの審議スケジュールについて 3.基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換 4.ヒアリングの実施について 5.その他
第2回休眠預金等活用審議会	2017年6月2日(金)	1.基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換 2.ヒアリングの実施について 3.その他
第3回休眠預金等活用審議会	2017年6月27日(火)	1.ヒアリングの実施について 2.基本方針策定に向けた論点の抽出 3.指定活用団体の機能の検討に向けて 4.「革新的手法」と「イノベーション」の定義について 5.その他
第4回休眠預金等活用審議会	2017年9月5日(火)	1.地方公聴会の進め方について 2.ヒアリング結果及び意見交換会の報告 3.中間的整理(案)について 4.文部科学省「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」について 5.ソーシャルファイナンスについて 6.その他
第5回休眠預金等活用審議会	2017年10月18日(水)	1.地方公聴会等の報告等 2.基本原則について意見交換
第6回休眠預金等活用審議会	2017年11月8日(水)	1.休眠預金等活用に当たっての基本原則の修正案について 2.休眠預金等活用に係る監督体制について 3.指定活用団体及び資金分配団体の役割及び機能について
第7回休眠預金等活用審議会	2017年11月10日(金)	1.革新的手法の開発の促進について 2.成果評価に関する主な論点について

第 8 回休眠預金等活用審議会	2017 年 11 月 29 日(水)	1. 指定活用団体について 2. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割及び期待される機能について
第 9 回休眠預金等活用審議会	2017 年 12 月 15 日(金)	1. 指定活用団体のガバナンス及びコンプライアンスについて 2. 指定活用団体の指定基準について 3. 休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について
第 10 回休眠預金等活用審議会	2017 年 12 月 26 日(火)	1. 指定活用団体の指定の基準について 2. 基本方針について 3. 預金者等への周知広報について
第 11 回休眠預金等活用審議会	2018 年 1 月 31 日(水)	1. 基本方針について 2. その他
第 12 回休眠預金等活用審議会	2018 年 3 月 27 日(火)	1. 基本方針(案)について
第 13 回休眠預金等活用審議会	2018 年 5 月 16 日(水)	1. 指定活用団体の指定に係る体制について 2. 公募要領について 3. 指定活用団体の指定に係る審議などについて 4. その他
第 14 回休眠預金等活用審議会	2018 年 9 月 4 日(火)	1. 指定活用団体の指定に係る面接等の進め方について
第 15 回休眠預金等活用審議会	2018 年 12 月 4 日(火)	1. 指定活用団体の指定に係る面接について
第 16 回休眠預金等活用審議会	2018 年 12 月 6 日(木)	1. 指定活用団体の指定に係る面接について
第 17 回休眠預金等活用審議会	2019 年 2 月 19 日(火)	1. 休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画(案)について
第 18 回休眠預金等活用審議会	2019 年 3 月 13 日(水)	1. 日本民間公益活動連携機構の事業計画(案)等について
第 19 回休眠預金等活用審議会	2019 年 3 月 26 日(火)	1. 日本民間公益活動連携機構の事業計画(案)等について
第 20 回休眠預金等活用審議会 ※議事 2 より、第 20 回休眠預金等活用審議会・第 1 回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ合同会議	2019 年 6 月 24 日(月)	1. 休眠預金等活用審議会の運営について 2. 評価指針(案)について 3. 日本民間公益活動連携機構 2019 年度事業計画の変更について (基盤強化支援事業の人事費)
第 2 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2019 年 12 月 12 日(木)	1. 2019 年度資金分配団体の選定結果等について
第 21 回休眠預金等活用審議会	2019 年 12 月 20 日(金)	1. 2019 年度資金分配団体の選定結果等について 2. 2019 年度業務の進捗状況等について
第 22 回休眠預金等活用審議会	2020 年 1 月 30 日(木)	1. 2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画(案)について
第 3 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2020 年 2 月 17 日(月)	1. 2019 年度業務の進捗状況等について
第 23 回休眠預金等活用審議会	2020 年 3 月 11 日(水)	1. 日本民間公益活動連携機構の 2020 年度事業計画(案)等について
第 24 回休眠預金等活用審議会	2020 年 5 月 20 日(水)	1. 休眠預金を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援について
第 4 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2020 年 10 月 14 日(水)	1. 資金分配団体及び実行団体の選定状況等について
第 25 回休眠預金等活用審議会	2020 年 10 月 19 日(月)	1. 資金分配団体及び実行団体の選定状況等について
第 9 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2020 年 12 月 10 日(木)	—
第 26 回休眠預金等活用審議会	2020 年 12 月 21 日(月)	1. 2020 年度業務の進捗状況等について
第 27 回休眠預金等活用審議会	2021 年 2 月 12 日(金)	1. 2021 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画(案)について

第 10 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2021 年 3 月 8 日（月）	1.2020 年度業務の進捗状況等について
第 28 回休眠預金等活用審議会	2021 年 3 月 15 日（月）	1.日本民間公益活動連携機構の 2021 年度事業計画（案）等について
第 29 回休眠預金等活用審議会	2021 年 10 月 27 日（水）	1.休眠預金等活用審議会の運営について 2.これまでの取組状況について
第 11 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2022 年 2 月 14 日（月）	1.2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（案）について
第 30 回休眠預金等活用審議会	2022 年 2 月 17 日（木）	1.2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（案）について 2.資金分配団体へのヒアリング
第 12 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2022 年 3 月 22 日（火）	1.日本民間公益活動連携機構の 2022 年度事業計画（案）等について
第 31 回休眠預金等活用審議会	2022 年 3 月 22 日（火）	1.実行団体へのヒアリング
第 32 回休眠預金等活用審議会	2022 年 3 月 25 日（金）	1.日本民間公益活動連携機構の 2022 年度事業計画（案）等について
第 13 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2022 年 4 月 25 日（月）	1.休眠預金等活用制度における原油価格・物価高騰への対応について
第 33 回休眠預金等活用審議会	2022 年 4 月 25 日（月）	1.休眠預金等活用制度における原油価格・物価高騰への対応について
第 34 回休眠預金等活用審議会・第 14 回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ	2022 年 10 月 6 日（木）	1.休眠預金等活用法 5 年後見直しの論点（案）について 2.出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化について
第 35 回休眠預金等活用審議会・第 15 回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ	2022 年 10 月 12 日（水）	1.非資金的支援による団体の能力強化について 2.同一事業の再申請・事業期間の延長について 3.行政施策との役割分担の整理について
第 36 回休眠預金等活用審議会・第 16 回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ	2022 年 10 月 31 日（月）	1.助成限度額（通常枠）の決定方法について 2.国際協力への支援について 3.各成長フェイズにおける支援について
第 17 回休眠預金等活用審議会 ワーキンググループ	2022 年 12 月 12 日（月）	1.活動支援団体（仮称）のイメージ、自己資金の確保（通常枠）、 PO 関連経費の助成のあり方について 2.休眠預金等活用法の 5 年後見直しの対応方針（案）について
第 37 回休眠預金等活用審議会	2022 年 12 月 13 日（火）	1.活動支援団体（仮称）のイメージ、自己資金の確保（通常枠）、 PO 関連経費の助成のあり方について 2.休眠預金等活用法の 5 年後見直しの対応方針（案）について

【資料 9】業務改善プロジェクトチームの概要

2020 年 11 月・12 月に、休眠預金等活用審議会・ワーキンググループにおいて、資金分配団体・実行団体に対して制度・運用に関する意見・要望についてヒアリングを行ったところ、多くの団体から事務負担軽減をはじめとする業務改善の要望が示された。

これを受け、JANPIA は、資金分配団体の有志の参加を得て、2021 年 1 月に業務改善プロジェクトチームを設置した。同プロジェクトチームにおいて、業務改善策について検討を行い、その結果を JANPIA の業務に反映させている。

【資料 10】資金分配団体・実行団体のインパクト評価に対する認識

<団体ヒアリング>

- 事業評価も難しく、それへの事務的な作業に時間がとられる。(実行団体)
- 書類作業過多による疲弊、やらされ感がある。(実行団体)
- 休眠預金の活用については、「書類が難しい」などと感じている団体が多い。(実行団体)
- 申請時には、評価に関しての作成手順を学ぶ機会が必要。(資金分配団体)

<業務改善プロジェクトチームにおける意見>

- 評価は事業と一体的であり、評価は自らの活動の見直しや推進につながることを実行団体に認識してもらう必要。
- 評価の未経験団体については、「評価の本質」が伝わるような研修が必要。

【資料 11】資金分配団体及び実行団体の団体数・事業数

(累計数、2022 年 4 月末現在)

	資金分配団体の団体数 重複調整前※1 重複調整後 ※2	資金分配団体の事業数	実行団体の事業数
通常枠	94	-	289
コロナ枠	79	-	417
合計	173	100	706

(備考) 1. JANPIA「休眠預金活用事業の現況〈データ集〉」(2022 年 6 月) より作成。

2. ※1 コンソーシアム構成団体である 57 団体を含む。

※2 コンソーシアム構成団体である 38 団体を含む。

【資料 12】資金分配団体の公募対象地域（2019～2021 年度採択事業）

	21年度通常枠 〈対象：21事業〉	20年度通常枠 〈対象：20事業〉	19年度通常枠 〈対象：24事業〉	21年度コロナ枠 〈対象：15事業〉	20年度コロナ枠 〈対象：20事業〉	20年度コロナ枠（随） 〈対象：16事業〉	合計
全国	11	9	16	7	7	7	57
北海道	1	1	1	0	1	0	4
北海道	1	1	1	0	1	0	4
東北	3	1	0	0	3	6	13
青森	1	0	0	0	0	1	2
岩手	1	0	0	0	1	1	3
宮城	0	0	0	0	1	1	2
秋田	1	0	0	0	0	1	2
山形	0	0	0	0	0	1	1
福島	0	1	0	0	1	1	3
関東	7	2	0	1	2	2	14
茨城	1	0	0	0	0	0	1
栃木	1	0	0	1	0	1	3
群馬	1	0	0	0	0	0	1
埼玉	1	0	0	0	0	0	1
千葉	1	1	0	0	1	1	4
神奈川	1	0	0	0	1	0	2
東京	1	0	0	0	0	0	1
山梨	0	1	0	0	0	0	1
北陸	1	1	0	0	4	0	6
新潟	0	0	0	0	1	0	1
福井	0	0	0	0	1	0	1
石川	0	0	0	0	1	0	1
富山	1	1	0	0	1	0	3
東海	6	1	4	5	6	0	22
愛知	1	0	1	1	1	0	4
静岡	1	0	0	1	1	0	3
岐阜	1	0	1	1	1	0	4
三重	1	0	0	1	1	0	3
長野	2	1	2	1	2	0	8
近畿	2	2	7	13	1	13	38
滋賀	1	1	1	2	1	3	9
京都	0	0	1	3	0	2	6
大阪	1	1	2	2	0	2	8
兵庫	0	0	1	2	0	2	5
奈良	0	0	1	2	0	2	5
和歌山	0	0	1	2	0	2	5
中国	6	2	5	0	0	3	16
鳥取	1	0	1	0	0	0	2
島根	2	1	1	0	0	0	4
岡山	1	0	1	0	0	1	3
広島	1	0	1	0	0	1	3
山口	1	1	1	0	0	1	4
四国	5	0	0	4	4	0	13
徳島	1	0	0	1	1	0	3
香川	2	0	0	1	1	0	4
愛媛	1	0	0	1	1	0	3
高知	1	0	0	1	1	0	3
九州	7	12	1	6	3	21	50
福岡	2	2	0	1	0	3	8
佐賀	1	2	1	2	1	3	10
長崎	0	1	0	1	1	3	6
熊本	2	2	0	1	1	3	9
大分	2	2	0	1	0	3	8
宮崎	0	2	0	0	0	3	5
鹿児島	0	1	0	0	0	3	4
沖縄	1	2	1	0	1	1	6
沖縄	1	2	1	0	1	1	6

(備考) 1. JANPIA「休眠預金活用事業の現況〈データ集〉」(2022年6月)

2. 1事業の公募が複数地域・都道府県にまたがる場合はそれぞれの地域・都道府県に計上。

【資料 13】実行団体の活動対象地域（2019～2021 年度採択事業）

21 年度通常枠 〈対象：49 事業〉	20年度通常枠 〈対象：96事業〉	19年度通常枠 〈対象：143事業〉	21年度コロナ支援枠 〈対象：58事業〉	20年度コロナ枠 〈対象：229事業〉	20年度コロナ枠<随> 〈対象：130事業〉	合計
事業実施数	事業実施数	事業実施数	事業実施数	事業実施数	事業実施数	事業実施数
全国	0	4	21	18	23	13
北海道	1	5	11	0	14	3
北海道	1	5	11	0	14	3
東北	4	9	10	1	24	8
青森	1	0	1	0	2	1
岩手	1	1	2	0	5	1
宮城	1	3	4	1	11	2
秋田	0	0	1	0	1	2
山形	0	0	0	0	1	1
福島	1	5	2	0	8	1
関東	3	15	24	18	36	40
茨城	0	0	1	1	1	4
栃木	0	0	1	2	1	11
群馬	0	0	0	1	1	3
埼玉	0	2	3	3	5	3
千葉	2	5	4	2	10	9
神奈川	0	2	6	3	17	4
東京	1	2	11	6	14	6
山梨	0	4	0	0	2	0
北陸	6	6	3	0	7	1
新潟	1	0	1	0	4	1
福井	0	1	0	0	1	0
石川	2	1	1	0	1	0
富山	3	4	1	0	1	0
東海	6	5	29	4	53	7
愛知	2	0	9	2	21	3
静岡	0	0	2	1	4	2
岐阜	2	1	4	1	10	0
三重	1	0	1	0	10	1
長野	1	4	13	0	27	1
近畿	1	19	22	10	9	39
滋賀	0	3	5	1	5	13
京都	0	0	3	4	1	12
大阪	0	12	13	3	4	5
兵庫	1	2	0	1	3	4
奈良	0	2	2	1	1	3
和歌山	0	0	0	0	1	2
中国	14	19	10	3	20	11
鳥取	1	4	0	0	6	0
島根	5	5	1	1	3	0
岡山	2	3	3	2	6	4
広島	4	2	4	0	4	5
山口	2	5	2	0	5	2
四国	2	4	1	1	16	3
徳島	0	1	0	0	1	0
香川	2	0	1	0	7	1
愛媛	0	2	0	0	9	2
高知	0	1	0	1	2	0
九州	7	27	9	6	28	32
福岡	1	6	5	3	6	5
佐賀	2	5	4	0	8	2
長崎	0	2	0	1	5	2
熊本	1	4	0	0	14	12
大分	0	3	0	0	2	5
宮崎	1	5	0	2	3	4
鹿児島	2	2	0	0	2	2
沖縄	0	7	5	1	10	3
沖縄	0	7	5	1	10	3
未入力	0	0	0	12	0	6
						18

- (備考) 1. JANPIA「休眠預金活用事業の現況〈データ集〉」(2022 年 6 月)
 2. 1 事業の公募が複数地域・都道府県にまたがる場合はそれぞれの地域・都道府県に計上。

【資料 14】実行団体による事業の分野別分布

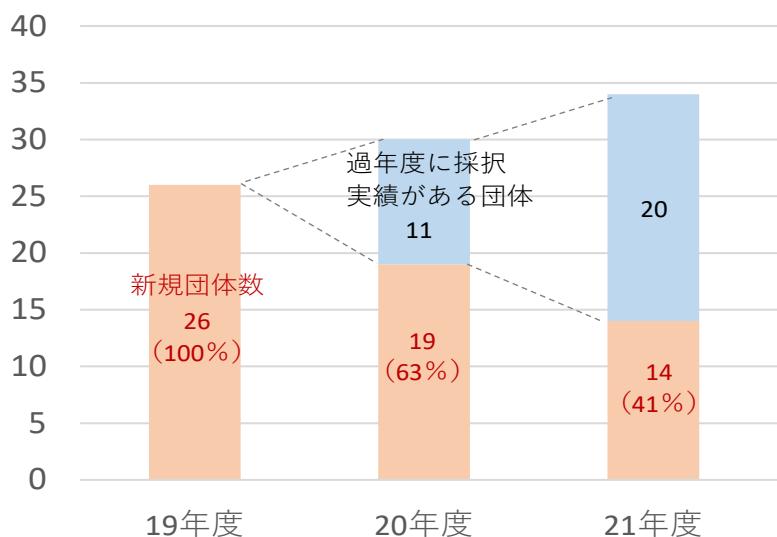
優先的に解決すべき社会の諸課題	21年度 通常枠		20年度 通常枠		19年度 通常枠		21年度 コロナ枠		20年度 コロナ枠		20年度 コロナ枠(補)		総合計	
	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)	事業数 (件)	選択率 (%)
1) 子ども及び若者の支援に係る活動	11	78.6	74	77.1	87	62.6	17	85.0	147	70.7	85	78.7	421	72.0
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	4	28.6	44	45.8	58	41.7	16	80.0	113	54.3	67	62.0	302	51.6
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	6	42.9	41	42.7	69	49.6	10	50.0	99	47.6	54	50.0	279	47.7
③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	3	21.4	39	40.6	35	25.2	11	55.0	61	29.3	32	29.6	181	30.9
2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	6	42.9	60	62.5	84	60.4	18	90.0	139	66.8	78	72.2	385	65.8
④ 働くことが困難な人への支援	2	14.3	27	28.1	35	25.2	14	70.0	86	41.3	49	45.4	213	36.4
⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援	5	35.7	50	52.1	71	51.1	14	70.0	101	48.6	65	60.2	306	52.3
3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	8	57.1	74	77.1	92	66.2	10	50.0	133	63.9	71	65.7	388	66.3
⑥ 地域の働く場づくりの支援や地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	5	35.7	34	35.4	36	25.9	7	35.0	62	29.8	39	36.1	183	31.3
⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	4	28.6	63	65.6	79	56.8	7	35.0	107	51.4	61	56.5	321	54.9
カウント対象とした事業	14		96		139		20		208		108		585	

(備考) 1. JANPIA「休眠預金活用事業の現況〈データ集〉」(2022年6月)

2. 選択率(%) = (事業数) / (カウント対象とした事業) × 100

3. 複数選択

【資料 15】資金分配団体への新規参入団体数（通常枠）



(備考) 1. JANPIA「休眠預金活用事業の現況〈データ集〉」(2022年6月) 及び「休眠預金等活用法に基づく資金分配団体の決定について～2022年度通常枠〈第1回〉の助成対象事業を選定～」より作成。

2. 括弧内は、当該年度に採択された資金分配団体数に占める新規団体数の割合。

【資料 16】実行団体への参入促進のための支援に関する主な意見

<団体ヒアリング>

- ・ スタートアップを育て、次のステージに進むという仕組みが必要。(実行団体)
- ・ 実行団体のスタートアップ時の基盤整備に特化した助成が必要。(実行団体)
- ・ 実行団体に対しても資金分配団体と同様のガバナンス・コンプライアンスが求められるため、実行団体を育てるという意味でスタートアップ支援の仕組みが必要。(実行団体)

【資料 17】革新的手法に関する事業例

○岡山 NPO センター（実行団体・2019 年度通常枠）

基金を核とした子どもが抱える課題解決

- ・ 基金を創設し、コレクティブインパクトによる包括的な支援体制を構築することにより、困難を抱えた子どもの早期発見をはじめ、訪問支援や緊急避難場所の提供、行政や民間支援を検索可能なデータベース構築等、行政では対応が難しい切れ目のない支援を実施。

○御祓川（実行団体・2019 年度通常枠）

地元企業を支援するプログラムを設立・運営

- ・ 株式会社御祓川と地元金融機関が連携し、地元事業者同士をネットワークでつなぐことにより、様々な実験的取組にチャレンジできるアクセラレーション・プログラムを設立・運営。定期的な集まりで参加事業者が事業計画を発表し、他の参加事業者やサポートメンバーからフィードバックを得ながら、事業計画をブラッシュアップ。地域での新事業展開による社会的インパクトの創出を図る。

○ローランズプラス（実行団体・2020 年度コロナ枠）

ウィズコロナ時代の障がい者共同雇用事業

- ・ 全国初の国家戦略特区における有限責任事業組合を活用した障がい者雇用の特例制度の認定を受け、東京都にて中小企業連携による障がい者の共同雇用に関する事業を開始。本事業では、障がい者の雇用ノウハウを生かし、障がい者共同雇用の基盤の確立を図る。

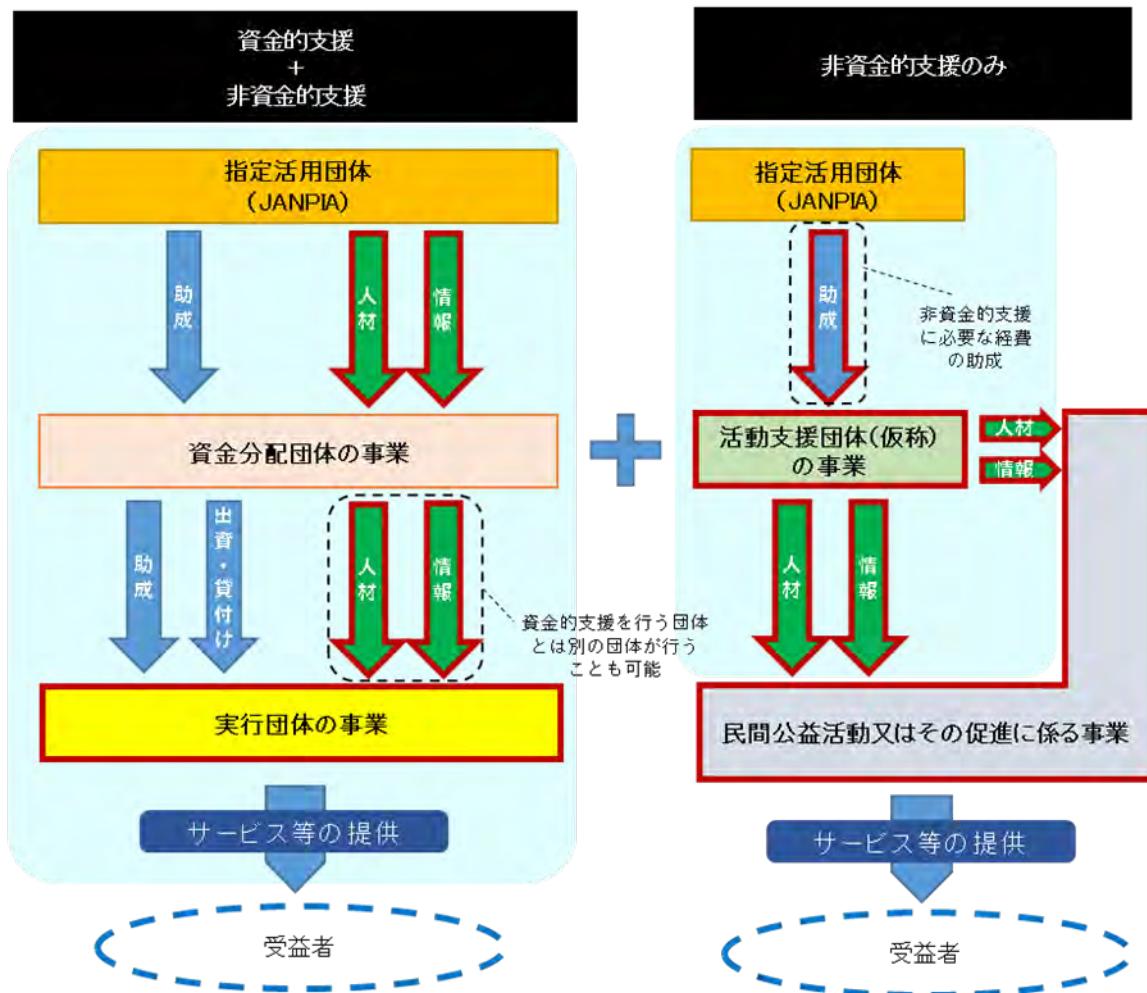
○南山城学園（実行団体・2020 年度コロナ枠）

KOUFUKU（工・福）連携の創造

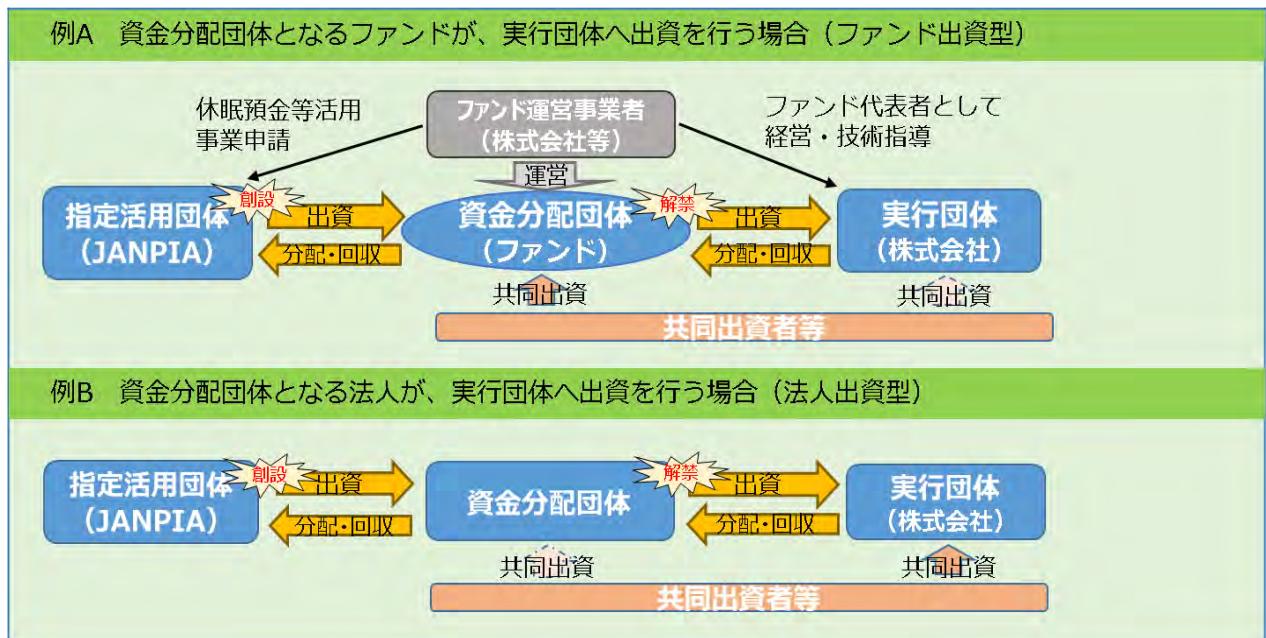
- ・ 障がい者就労支援施設に協働型ロボットを導入することにより、高付加価値かつ公共サービスに資する製品を創造するとともに、新たな仕事の創出を図る。

【資料 18】活動支援団体（仮称）（イメージ図）

(注)赤枠は、法律で明確化する部分



【資料 19】出資スキーム（イメージ図）



【資料 20】国際協力に係る民間公益活動の状況

		活動場所			
		日本		国外	
支援対象	日本人	活用実績がある活動		現行制度の活用が想定しうる活動	
	國在人等 国外	活用実績がある活動 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂、障がい者の就労支援、非行少年の自立支援等 		現行制度の活用が想定しうる活動 <ul style="list-style-type: none"> 【国際理解教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等への外国人派遣等 ・企業向け外国人受け入れ研修等 	
	渡航予定者 外国人	活用実績がある活動 <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住物資配布、学習支援（外国ルーツ青少年等）、就労支援等 		現行制度の活用が想定しうる活動 <ul style="list-style-type: none"> 【外国人技能実習生等に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルに遭った技能実習生の相談対応、保護活動等 	
	現地在住者 外国人	活用実績がある活動 <ul style="list-style-type: none"> ・役所への通訳同行、各種申請書類の作成補助等 ・多言語生活相談、日本語教育、健康相談等 		現行制度の活用が想定しうる活動 <ul style="list-style-type: none"> 【日本から母国に戻る帰還民に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国手続きの支援、帰国先の情報提供等 【日本に渡航する外国人に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰支援等 	
	日本人 高	活用実績がある活動 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂、障がい者の就労支援、非行少年の自立支援等 		現行制度の活用が想定しうる活動 <ul style="list-style-type: none"> 【国際理解教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等への外国人派遣等 ・企業向け外国人受け入れ研修等 	
	日本人 低	活用実績がある活動 <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住物資配布、学習支援（外国ルーツ青少年等）、就労支援等 		現行制度の活用が想定しうる活動 <ul style="list-style-type: none"> 【外国人技能実習生等に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルに遭った技能実習生の相談対応、保護活動等 	
この領域の活動については個別事例ごとに判断					